

第1回審査支払システム共同開発推進会議	資料1
令和3年8月31日(火)	

審査支払システム共同開発推進会議（仮称） 開催要綱

1 目的

審査支払システムについて、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）・都道府県国民健康保険団体連合会の双方の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能するために、審査支払システムの業務要件の整合性の確保を図るとともに、共同開発・共同利用を進めることを目的とする。

2 構成員

- (1) 構成員については、別紙のとおりとし、主査は、厚生労働省大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）をもって充てる。
- (2) 副主査は、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室室長代理をもって充てる。

3 検討事項

- (1) 共同開発の基本方針及び調達の基本方針について、検討・決定する。
- (2) 審査支払システムの業務要件の整合性の確保の方針について、検討・決定する。

4 組織

- (1) 審査支払システム共同開発推進会議（仮称）に審査支払システム共同開発アドバイザリーボード（仮称）を置くことができる。
- (2) アドバイザリーボード（仮称）の構成員は、審査支払システム共同開発に係る技術支援・助言等を行う。
- (3) 審査支払システム共同開発推進会議（仮称）の下に、審査支払システム共同開発作業班（仮称）を置く。
- (4) 審査支払システム共同開発作業班（仮称）の構成員は、厚生労働省、内閣官房情報通信（IT）戦略室、支払基金及び国保中央会の職員より構成するものとし、以下の事項を担当する。
 - ① 両組織のシステム共同開発に向けた仕様書、要件定義等の作成
 - ② 設計・開発の移行承認
 - ③ 2026年に向けた共同開発の計画のすり合わせ
 - ④ 審査支払システムの業務要件の整合性の確保に向けたすり合わせ 等

5 運営

- (1) 審査支払システム共同開発推進会議(仮称)及び審査支払システム共同開発作業班(仮称)の庶務は、支払基金及び国保中央会の協力を得て、厚生労働省保険局保険課及び国民健康保険課において処理する。
- (2) 審査支払システム共同開発推進会議(仮称)の会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると主査が認めた場合は、主査が認める範囲において非公開とする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、審査支払システム共同開発推進会議(仮称)等の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

第1回審査支払システム共同開発推進会議	資料1
令和3年8月31日(火)	

別紙

審査支払システム共同開発推進会議（仮称） 構成員

構成員は以下の者をもって充てるものとする。

◎厚生労働省大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）
保険局保険課長
保険局国民健康保険課長

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室室長代理
情報通信技術（IT）総合戦略室参事官

社会保険診療報酬支払基金理事長

国民健康保険中央会理事長

（◎は主査、○副主査）